



# 鳥取県公報

平成16年 4月13日(火)

号外第65号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	平成15年度鳥取県一般会計補正予算等(282)(財政課)..... 1
	平成16年度鳥取県一般会計予算等(283)( ).....24

## 告 示

### 鳥取県告示第282号

平成16年 2月定例県議会で 3月 9日に議決された平成15年度鳥取県一般会計補正予算、平成15年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算、平成15年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算、平成15年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算、平成15年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算、平成15年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算、平成15年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計補正予算、平成15年度鳥取県営林事業特別会計補正予算、平成15年度鳥取県営境港水産施設事業特別会計補正予算、平成15年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算、平成15年度鳥取県立学校水産実習船実習特別会計補正予算、平成15年度鳥取県営電気事業会計補正予算、平成15年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算、平成15年度鳥取県営埋立事業会計補正予算及び平成15年度鳥取県営病院事業会計補正予算は、次のとおりである。

平成16年 4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 平成15年度鳥取県一般会計補正予算

平成15年度鳥取県の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18,315,035千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ423,311,742千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第 2 条 継続費の追加及び変更は、「第 2 表継続費補正」による。

(繰越明許費の補正)

第 3 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 3 表繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 4 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 4 表債務負担行為補正」による。

(地方債の補正)

第 5 条 地方債の変更は、「第 5 表地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 税		46,360,077	1,257,994	47,618,071
	1 県 民 税	10,837,426	548,969	11,386,395
	2 事 業 税	9,422,041	1,098,128	10,520,169
	3 地 方 消 費 税	5,975,222	174,905	5,800,317
	4 不 動 産 取 得 税	1,413,242	323,178	1,736,420
	5 県 た ば こ 税	1,295,076	63,696	1,231,380
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	235,173	20,514	214,659
	7 自 動 車 税	8,156,328	123,097	8,033,231
	8 鉱 区 税	758	1	759
	9 狩 猟 者 登 録 税	14,213	62	14,275
	10 自 動 車 取 得 税	1,773,129	5,029	1,778,158
	11 軽 油 引 取 税	7,215,149	333,275	6,881,874
	12 入 猟 税	10,641	137	10,778
	13 産 業 廃 棄 物 処 分 場 税	5,662	2,032	7,694
14 旧 法 に よ る 税	6,017	4,055	1,962	
2 地方消費税清算金		11,912,174	118,594	12,030,768
	1 地方消費税清算金	11,912,174	118,594	12,030,768
4 地方特例交付金		1,034,000	16,421	1,050,421
	1 地方特例交付金	1,034,000	16,421	1,050,421
7 分担金及び負担金		5,680,441	174,059	5,506,382
	2 負 担 金	5,350,320	174,059	5,176,261
8 使用料及び手数料		8,607,051	360,601	8,246,450
	1 使 用 料	7,366,464	262,572	7,103,892
	2 手 数 料	1,240,587	98,029	1,142,558
9 国庫支出金		74,124,968	2,547,694	71,577,274
	1 国 庫 負 担 金	21,146,790	1,184,203	19,962,587
	2 国 庫 補 助 金	51,319,510	1,130,525	50,188,985
	3 委 託 金	1,658,668	232,966	1,425,702

10 財 産 収 入		1,023,070	314,216	708,854
	1 財 産 運 用 収 入	604,313	6,991	597,322
	2 財 産 売 払 収 入	418,757	307,225	111,532
12 繰 入 金		17,608,869	5,099,968	12,508,901
	1 特 別 会 計 繰 入 金	619,116	54,711	564,405
	2 基 金 繰 入 金	16,989,753	5,045,257	11,944,496
13 繰 越 金		3,643,366	683,444	4,326,810
	1 繰 越 金	3,643,366	683,444	4,326,810
14 諸 収 入		55,732,593	8,241,950	47,490,643
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	374,161	10,000	384,161
	4 貸 付 金 元 利 収 入	50,406,150	8,269,869	42,136,281
	5 受 託 事 業 収 入	578,851	96,778	675,629
	6 収 益 事 業 収 入	2,047,869	1,000	2,046,869
	7 利 子 割 精 算 金 収 入	3,494	827	4,321
	8 雑 入	2,198,523	78,686	2,119,837
15 県 債		80,587,130	3,653,000	76,934,130
	1 県 債	80,587,130	3,653,000	76,934,130
歳 入 合 計		441,626,777	18,315,035	423,311,742

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		1,026,198	68,743	957,455
	1 議 会 費	1,026,198	68,743	957,455
2 総 務 費		34,497,671	1,771,933	32,725,738
	1 総 務 管 理 費	15,623,753	794,217	14,829,536
	2 企 画 費	9,818,624	377,125	9,441,499
	3 徴 税 費	1,960,381	39,356	1,921,025
	4 市 町 村 振 興 費	3,127,764	215,492	2,912,272
	5 選 挙 費	1,061,767	282,047	779,720
	6 防 災 費	2,291,174	38,155	2,253,019
	7 統 計 調 査 費	331,013	17,251	313,762

	8 人 事 委 員 会 費	120,080	5,141	114,939
	9 監 査 委 員 費	163,115	3,149	159,966
3 民 生 費		39,761,107	647,406	40,408,513
	1 社 会 福 祉 費	27,033,339	954,396	27,987,735
	2 児 童 福 祉 費	10,861,365	396,342	10,465,023
	3 生 活 保 護 費	1,864,635	89,410	1,954,045
	4 災 害 救 助 費	1,768	58	1,710
4 衛 生 費		10,911,833	403,682	10,508,151
	1 公 衆 衛 生 費	3,305,474	125,354	3,180,120
	2 環 境 衛 生 費	2,223,479	45,556	2,177,923
	3 保 健 所 費	1,370,011	40,273	1,329,738
	4 医 薬 費	4,012,869	192,499	3,820,370
5 労 働 費		3,694,424	9,454	3,684,970
	1 労 政 費	2,848,061	11,065	2,859,126
	2 職 業 訓 練 費	725,679	14,303	711,376
	3 労 働 委 員 会 費	120,684	6,216	114,468
6 農 林 水 産 業 費		49,439,912	2,028,149	47,411,763
	1 農 業 費	10,079,256	151,699	9,927,557
	2 畜 産 業 費	2,500,212	91,340	2,408,872
	3 農 地 費	20,941,598	570,689	20,370,909
	4 林 業 費	11,786,925	1,108,236	10,678,689
	5 水 産 業 費	4,131,921	106,185	4,025,736
7 商 工 費		49,276,456	9,453,831	39,822,625
	1 商 業 費	42,838,102	8,983,851	33,854,251
	2 工 鉱 業 費	5,420,732	404,191	5,016,541
	3 観 光 費	1,017,622	65,789	951,833
8 土 木 費		72,117,498	551,200	72,668,698
	1 土 木 管 理 費	1,000,403	60,408	1,060,811
	2 道 路 橋 り よ う 費	38,158,673	1,083,934	39,242,607
	3 河 川 海 岸 費	16,298,964	86,854	16,212,110

	4 港 湾 費	4,519,619	77,824	4,441,795
	5 都 市 計 画 費	8,858,841	75,694	8,783,147
	6 住 宅 費	3,280,998	352,770	2,928,228
9 警 察 費		22,689,238	269,792	22,419,446
	1 警 察 管 理 費	19,861,526	204,942	19,656,584
	2 警 察 活 動 費	2,827,712	64,850	2,762,862
10 教 育 費		75,530,397	2,522,277	73,008,120
	1 教 育 総 務 費	4,294,121	102,121	4,192,000
	2 小 学 校 費	24,970,240	826,288	24,143,952
	3 中 学 校 費	13,331,788	616,129	12,715,659
	4 高 等 学 校 費	21,020,740	319,522	20,701,218
	5 特 殊 学 校 費	6,935,073	401,552	6,533,521
	6 社 会 教 育 費	3,186,889	202,876	2,984,013
	7 保 健 体 育 費	1,791,546	53,789	1,737,757
11 災 害 復 旧 費		4,028,012	2,023,014	2,004,998
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,740,399	1,001,055	739,344
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,287,613	1,021,959	1,265,654
12 公 債 費		64,304,602	744,193	63,560,409
	1 公 債 費	64,304,602	744,193	63,560,409
13 諸 支 出 金		14,199,429	218,573	13,980,856
	1 公 営 企 業 支 出 金	220,958	4,000	216,958
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	5,930,018	156,518	5,773,500
	3 利 子 割 交 付 金	503,454	95,212	598,666
	4 地 方 消 費 税 交 付 金	6,197,190	167,384	6,029,806
	5 ゴルフ場利用税交付金	164,622	14,360	150,262
	6 自動車取得税交付金	1,179,131	31,126	1,210,257
	7 利 子 割 精 算 金	1,047	756	291
	8 特別地方消費税交付金	3,009	1,893	1,116
	歳 出 合 計	441,626,777	18,315,035	423,311,742

## 第2表 継続費補正

追 加

款	項	事業名	総額	年度	年割額
10 教育費	4 高等学校費	米子工業高等学校整備費	156,000 <sup>千円</sup>	15	135,600 <sup>千円</sup>
				16	20,400

変 更

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額	年度	年割額	総額	年度	年割額
2 総務費	1 総務管理費	第二庁舎耐震補強整備事業費	1,876,356 <sup>千円</sup>	13	494,242 <sup>千円</sup>	1,861,733 <sup>千円</sup>	13	494,242 <sup>千円</sup>
				14	731,934		14	731,934
				15	650,180		15	635,557
3 民生費	2 児童福祉費	皆生小児療育センター改築事業費	3,189,728	15	1,128,446	3,094,847	15	1,094,052
				16	1,621,195		16	1,562,173
				17	403,750		17	404,302
				18	36,337		18	34,320
9 警察費	1 警察管理費	警察本部庁舎建設費	6,334,126	13	484,262	6,183,816	13	484,262
				14	1,473,232		14	1,473,232
				15	4,376,632		15	4,226,322

## 第3表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
2 総務費	2 企画費	特定地域振興費	16,065 <sup>千円</sup>
		農山村地域高速インターネット環境緊急整備事業費	10,000
		携帯電話特別不感対策モデル事業費	19,500
		景観形成推進費	3,000
	4 市町村振興費	中山間地域活性化交付金	8,980
3 民生費	1 社会福祉費	救護施設整備費補助事業費	310,084
		障害者福祉施設等緊急整備事業費	36,483
		あんしん道路整備事業費	72,748
		民間社会福祉施設整備費補助事業費(身体障害者福祉施設)	32,000

		民間社会福祉施設整備費 補助事業費 (知的障害者福祉施設)	48,340
		施設福祉推進費	1,261,050
	2 児童福祉費	児童福祉施設整備助成事業費	22,140
		中部療育園整備事業費	3,797
4 衛生費	1 公衆衛生費	社会復帰対策事業費	91,311
		旧衛生研究所庁舎 解体撤去事業費	39,667
	2 環境衛生費	自然歩道整備事業費	18,800
6 農林水産業費	1 農業費	経営構造対策事業費	201,370
		環境にやさしい農業 総合推進事業費	4,500
	3 農地費	大山山麓農地開発事業費	5,000
		東伯かんがい排水事業費	2,650
		田園空間博物館整備事業費	94,500
		県単土地改良事業費	20,001
		農業集落排水事業費	135,316
		県営土地改良総合整備事業費	10,400
		農村総合統合補助事業費	40,226
		団体営中山間地域総合 整備事業費	120,581
		基盤整備促進事業費	5,980
		県単土地改良事業費	58,251
		広域営農団地農道整備事業費	442,401
	4 林業費	林業・木材産業構造 改革事業費	180,538
		森づくり作業道整備事業費	505
		造林事業費	30,537
		林道開設事業費	95,890
		揮発油税財源身替林道 整備事業費	6,634
		森林整備促進対策事業費	15,595
	5 水産業費	漁業就業者確保 総合対策事業費	9,523
		水産基盤整備事業費	11,000
7 商工費	1 商業費	建設業新分野進出支援事業費	10,295
8 土木費	1 土木管理費	がけ地近接等 危険住宅移転事業費	1,992

2 道路橋りょう費	道 路 管 理 費	79,663
	地 域 高 規 格 道 路 整 備 計 画 調 査 費	51,213
	大 山 環 状 道 路 土 石 流 監 視 シ ス テ ム 整 備 事 業 費	36,553
	道 路 情 報 共 有 化 シ ス テ ム 整 備 事 業 費	6,967
	道 路 補 修 事 業 費	452,000
	道 路 維 持 修 繕 費	88,600
	積 雪 寒 冷 対 策 道 路 事 業 費	178,640
	市 町 村 受 託 事 業 費	25,680
3 河 川 海 岸 費	砂 防 維 持 修 繕 費	5,960
	床 上 浸 水 対 策 特 別 緊 急 事 業 費	217,800
	統 合 河 川 整 備 事 業 費	300,400
	河 川 環 境 整 備 事 業 費	28,800
	河 川 修 繕 事 業 費	79,830
	河 川 改 修 事 業 費	156,140
	湖 山 池 水 辺 環 境 整 備 事 業 費	4,500
	山 陰 自 動 車 道 建 設 促 進 関 連 事 業 費	65,785
	市 町 村 受 託 事 業 費	19,000
	日 本 電 信 電 話 等 受 託 事 業 費	20,600
	治 水 ダ ム 建 設 事 業 費	380,600
	砂 防 基 礎 調 査 費	45,270
	火 山 砂 防 事 業 費	186,500
	地 す べ り 対 策 事 業 費	114,700
	急 傾 斜 地 基 礎 調 査 費	46,170
	小 規 模 砂 防 施 設 新 設 費	113,096
	姫 路 鳥 取 線 地 方 協 力 事 業 費	29,280
	単 県 急 傾 斜 地 崩 壊 対 策 事 業 費	40,120
市 町 村 受 託 事 業 費	4,600	
海 岸 堤 防 修 築 事 業 費	41,300	
海 岸 保 全 事 業 費	39,400	
4 港 湾 費	境 港 管 理 組 合 負 担 金	153,800



		米子空港滑走路 2,500m 化事業費	10,500
	5 都市計画費	街路事業費	31,740
		単県街路改良事業費	97,860
		地方特定道路整備事業費	742,790
		総合運動公園整備事業費	566,425
		緑のリサイクル推進事業費	6,000
		都市改造事業費	3,488
	6 住宅費	公営住宅建設事業費	333,709
		住宅需要実態調査事業費	3,662
9 警察費	1 警察管理費	施設新営費	122,410
	2 警察活動費	交通安全施設整備費	79,001
10 教育費	6 社会教育費	池田家墓所整備 活用促進事業費	5,350
		船上山少年自然の家費	9,956
		大山青年の家費	6,990
	7 保健体育費	湖山池漕艇場整備事業費	42,428
11 災害復旧費	1 農林水産施設災害復旧費	15年林道施設災害復旧費	4,295
		15年漁港施設災害復旧費	153,552
	2 土木施設災害復旧費	13年建設災害復旧費	5,700
		14年建設災害復旧費	5,000
		災害復旧事業調査費	18,480
		15年港湾災害復旧費	74,178
計			8,834,131

変 更

款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
6 農林水産業費	3 農地費	県営ほ場整備事業費	199,500 <sup>千円</sup>	281,000 <sup>千円</sup>
		県営中山間地域 総合整備事業費	283,800	378,000
		県営一般農道整備事業費	47,250	76,650
		揮発油税財源身替農道 整備事業費	14,700	817,241
		県営中山間地域 総合農地防災事業費	5,564	19,028

	4 林 業 費	フォレスト・コミュニティ 総合整備事業費	51,000	453,657
		一般治山事業費	137,125	612,970
	5 水産業費	漁港建設費	622,470	812,845
8 土 木 費	2 道路橋りょう費	あんしん道路整備事業費	42,160	123,790
		橋りょう維持修繕費	132,531	243,014
		緊急地方道路整備事業費	288,500	1,051,300
		道路改良事業費	1,887,500	4,369,660
		単県道路改良事業費	19,800	173,520
		緊急地方道路整備事業費	1,030,787	3,017,418
		地方特定道路整備事業費	240,000	1,450,531
		橋りょう整備事業費	118,000	136,400
		日本電信電話等受託事業費	679	805
	3 河川海岸費	河川改良事業費	597,700	796,600
		通常砂防事業費	152,340	1,489,110
		急傾斜地崩壊対策事業費	107,950	355,890
	4 港 湾 費	港湾維持管理費	131,830	159,983
		港湾修築事業費	159,000	461,000
	5 都市計画費	緊急地方道路整備事業費	600,300	2,925,840
11 災害復旧費	2 土木施設 災害復旧費	15年建設災害復旧費	541,904	651,904
計			7,412,390	20,858,156

## 第4表 債務負担行為補正

追 加

事 項	期 間	限 度	額
アジア・太平洋環境会議 (エコアジア2004)運営委託	平成16年度		3,331 <sup>千円</sup>
平成15年被害農林漁業者 経営資金等利子補給	平成16年度から 平成21年度まで		2,095
田河内蒲生林道開設工事	平成16年度		20,000
山守矢送林道開設工事	平成16年度		120,000
泊地区地域水産物供給 基盤整備工事	平成16年度		230,000
一般国道313号北条倉吉道路 (米里3号橋上部工)工事	平成16年度		200,000
一般国道313号北条倉吉道路 (島2号橋下部工)工事	平成16年度		150,000

湯山海岸侵食対策工事	平成16年度	242,000
赤碕地区港湾改修(地方)工事	平成16年度	60,000
スポーツによる情報発信・地域おこし支援事業補助	平成16年度	6,000

## 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
環境管理認証取得企業等育成補助	平成16年度	13,000 <sup>千円</sup>	環境管理認証取得企業等育成補助	平成16年度から平成17年度まで	補助金総額17,000千円を限度額として、平成15年度に認定したもののうち平成15年度に交付した額を差し引いた額 <sup>千円</sup>
漁業経営安定資金利子補給	平成16年度から平成20年度まで	7,040	漁業経営安定資金利子補給	平成16年度から平成21年度まで	7,182

## 第5表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
財産管理費	585,000 <sup>千円</sup>				462,000 <sup>千円</sup>			
公文書館費	27,000				18,000			
防災総務費	1,250,000				1,221,000			
社会福祉総務費	105,000				108,000			
老人福祉施設費	52,000				49,000			
児童福祉施設費	860,000				840,000			
土地改良費	2,016,000				1,961,000			
農地防災事業費	38,000				35,000			
林道費	486,000				338,000			
漁港建設費	623,000				630,000			
金融対策費	1,000,000				0			
中小企業振興費	3,000				0			
土木総務費	4,000				0			
道路橋りょう維持費	1,284,000				1,168,000			

道路橋りょう 新設改良費	6,678,000				4,981,000			
河川改良費	1,440,000				1,529,000			
砂防費	3,063,000				3,246,000			
海岸保全費	193,000				195,000			
港湾建設費	304,000				313,000			
空港費	198,000				183,000			
街路事業費	2,218,000				2,169,000			
警察施設費	2,617,000				2,512,000			
交通指導取締費	536,000				537,000			
教育財産管理費	165,000				195,000			
高等学校施設 設備整備費	2,893,000				3,059,000			
盲聾学校費	64,000				63,000			
養護学校費	333,000				326,000			
社会教育総務費	75,000				68,000			
青少年社会教育 施設費	24,000				22,000			
治山施設災害復旧費	106,000				0			
治山施設等 災害関連事業費	185,000				0			
漁港施設災害復旧費	84,000				58,000			
建設災害復旧費	639,000				288,000			
港湾災害復旧費	42,000				16,000			
空港災害復旧費	11,000				0			
直轄道路事業費	4,993,000				4,127,000			
直轄河川事業費	242,000				346,000			
直轄海岸保全事業費	78,000				75,000			
直轄砂防事業費	199,000				203,000			
直轄ダム事業費	620,000				591,000			
直轄空港事業費	56,000				48,000			
直轄災害復旧費	108,000				170,000			
平成15年度県民 税等減税補てん債	623,000				1,135,000			
臨時財政対策債	39,429,000				39,611,000			
計	80,587,130				76,934,130			

## 平成15年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計補正予算

平成15年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ153,667千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,108,157千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 収 入		2,250,701	164,543	2,086,158
	1 用 品 調 達 事 業 収 入	417,330	40,543	376,787
	3 集 中 管 理 事 業 収 入	1,814,251	124,000	1,690,251
2 繰 越 金		11,123	10,876	21,999
	1 繰 越 金	11,123	10,876	21,999
歳 入 合 計		2,261,824	153,667	2,108,157

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		2,258,824	164,543	2,094,281
	1 用 品 調 達 事 業 費	423,983	40,543	383,440
	3 集 中 管 理 事 業 費	1,814,251	124,000	1,690,251
2 諸 支 出 金		3,000	10,876	13,876
	1 繰 出 金	3,000	10,876	13,876
歳 出 合 計		2,261,824	153,667	2,108,157

## 平成15年度鳥取県収入証紙特別会計補正予算

平成15年度鳥取県の収入証紙特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ155,936千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,375,850千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 証 紙 収 入		3,476,794	139,422	3,337,372
	1 証 紙 収 入	3,476,794	139,422	3,337,372
2 繰 越 金		54,992	16,514	38,478
	1 繰 越 金	54,992	16,514	38,478
歳 入 合 計		3,531,786	155,936	3,375,850

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 一 般 会 計 繰 出 金		3,530,786	155,936	3,374,850
	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,530,786	155,936	3,374,850
歳 出 合 計		3,531,786	155,936	3,375,850

## 平成15年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計補正予算

平成15年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ35,531千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,421,143千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金		805,118	15,642	789,476
	1 負 担 金	805,118	15,642	789,476
3 国 庫 支 出 金		304,800	17,650	287,150
	1 国 庫 補 助 金	304,800	17,650	287,150
4 繰 入 金		255,719	6,761	262,480
	1 一 般 会 計 繰 入 金	255,719	6,761	262,480

6 県	債		91,000	9,000	82,000
	1 県	債	91,000	9,000	82,000
歳 入 合 計			1,456,674	35,531	1,421,143

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 流域下水道事業費		1,122,980	35,531	1,087,449
	1 流域下水道建設事業費	506,520	33,799	472,721
	2 流域下水道管理事業費	616,460	1,732	614,728
歳 出 合 計		1,456,674	35,531	1,421,143

## 第2表 繰越明許費

款	項	事 業 名	金 額
1 流域下水道事業費	1 流域下水道建設事業費	流域下水道事業費	37,370
計			37,370

## 第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
天神川流域 下水道事業費	91,000				82,000			
計	91,000				82,000			

## 平成15年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計補正予算

平成15年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ497,681千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,560,254千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰 入 金		62,416	10,283	52,133
	1 一般会計繰入金	62,416	10,283	52,133

2 繰越金		881,355	300,432	580,923
	1 繰越金	881,355	300,432	580,923
3 諸収入		1,052,564	180,299	872,265
	1 県預金利子	174	174	0
	2 貸付金元利収入	1,052,390	185,248	867,142
	3 雑収入	0	5,123	5,123
4 県債		61,600	6,667	54,933
	1 県債	61,600	6,667	54,933
歳入合計		2,057,935	497,681	1,560,254

## 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中小企業近代化資金貸付事業費		2,057,935	497,681	1,560,254
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	2,057,935	497,681	1,560,254
歳出合計		2,057,935	497,681	1,560,254

## 第2表 地方債補正

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中小企業高度化資金貸付金	61,600				54,933			
計	61,600				54,933			

## 平成15年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計補正予算

平成15年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156,988千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		52,321	18,727	71,048
	1 繰越金	52,321	18,727	71,048
3 諸収入		61,043	273	61,316



	1 貸付金元利収入	61,038	251	61,289
	2 県預金利子	3	22	25
歳入合計		137,988	19,000	156,988

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 農業改良資金貸付事業費		千円 137,988	千円 19,000	千円 156,988
	1 農業改良資金貸付事業費	137,988	19,000	156,988
歳出合計		137,988	19,000	156,988

平成15年度鳥取県林業改善資金助成事業特別会計補正予算

平成15年度鳥取県の林業改善資金助成事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ50,786千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51,227千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 2,013	千円 786	千円 1,227
	1 一般会計繰入金	2,013	786	1,227
2 繰越金		100,000	50,000	50,000
	1 繰越金	100,000	50,000	50,000
歳入合計		102,013	50,786	51,227

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 林業改善資金貸付事業費		千円 102,013	千円 50,786	千円 51,227
	1 林業改善資金貸付事業費	102,013	50,786	51,227
歳出合計		102,013	50,786	51,227

平成15年度鳥取県営林事業特別会計補正予算

平成15年度鳥取県の県営林事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ19,238千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ234,872千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

### 第1表 歳入歳出予算補正

#### 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国 庫 支 出 金		16,961	9,161	7,800
	1 国 庫 補 助 金	16,961	9,161	7,800
2 財 産 収 入		8,697	6,133	2,564
	1 財 産 売 払 収 入	8,483	6,133	2,350
3 繰 入 金		193,476	531	192,945
	1 一 般 会 計 繰 入 金	193,476	531	192,945
4 繰 越 金		1	1	0
	1 繰 越 金	1	1	0
5 諸 収 入		9,975	3,412	6,563
	1 雑 入	9,975	3,412	6,563
歳 入 合 計		254,110	19,238	234,872

#### 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県 営 林 事 業 費		121,658	18,962	102,696
	1 職 員 費	44,047	1,843	45,890
	2 保 育 事 業 費	45,602	9,343	36,259
	3 処 分 事 業 費	5,791	4,791	1,000
	4 管 理 事 業 費	26,218	6,671	19,547
2 公 債 費		132,452	276	132,176
	1 公 債 費	132,452	276	132,176
歳 出 合 計		254,110	19,238	234,872

### 平成15年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計補正予算

平成15年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ18,034千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ320,334千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		123,909 <sup>千円</sup>	3,837 <sup>千円</sup>	120,072 <sup>千円</sup>
	1 使用料	123,909	3,837	120,072
2 繰入金		189,324	11,757	177,567
	1 一般会計繰入金	189,324	11,757	177,567
3 繰越金		1	5,628	5,629
	1 繰越金	1	5,628	5,629
4 諸収入		25,134	8,068	17,066
	1 雑収入	25,134	8,068	17,066
歳入合計		338,368	18,034	320,334

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事業費		238,178 <sup>千円</sup>	16,892 <sup>千円</sup>	221,286 <sup>千円</sup>
	1 事業費	238,178	16,892	221,286
2 公債費		100,190	1,142	99,048
	1 公債費	100,190	1,142	99,048
歳出合計		338,368	18,034	320,334

## 第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 事業費	1 事業費	市場いやしの里整備事業費	6,600 <sup>千円</sup>
計			6,600

## 平成15年度鳥取県港湾整備事業特別会計補正予算

平成15年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ92,691千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ224,652千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 使用料及び手数料		17,899	3,491	21,390
	1 使 用 料	17,899	3,491	21,390
2 財 産 収 入		299,442	287,724	11,718
	1 財 産 運 用 収 入	20	11,698	11,718
	2 財 産 売 払 収 入	299,422	299,422	0
3 繰 越 金		1	2,441	2,442
	1 繰 越 金	1	2,441	2,442
4 諸 収 入		1	2,430	2,431
	1 雑 入	1	2,430	2,431
5 繰 入 金		0	186,671	186,671
	1 一 般 会 計 繰 入 金	0	186,671	186,671
歳 入 合 計		317,343	92,691	224,652

## 歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 事 業 費		317,343	92,691	224,652
	1 事 業 費	317,343	92,691	224,652
歳 出 合 計		317,343	92,691	224,652

## 平成15年度鳥取県県立学校水産実習船実習特別会計補正予算

平成15年度鳥取県の県立学校水産実習船実習特別会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ14,104千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ249,397千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 財 産 収 入		170	94	76
	1 財 産 売 払 収 入	170	94	76
2 繰 入 金		259,131	22,789	236,342

	1 一般会計繰入金	259,131	22,789	236,342
3 諸 収 入		4,200	8,779	12,979
	1 雑 入	4,200	8,779	12,979
歳 入 合 計		263,501	14,104	249,397

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 県立学校水産 実習船実習費		263,501	14,104	249,397
	1 県立学校水産 実習船実習費	263,501	14,104	249,397
歳 出 合 計		263,501	14,104	249,397

平成15年度鳥取県営電気事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成15年度鳥取県営電気事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成15年度鳥取県営電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 年間販売電力量	161,872,000kWh	9,654,900kWh	171,526,900kWh

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 電気事業収益	2,230,216千円	88,895千円	2,141,321千円
第1項 営業収益	2,229,819千円	88,895千円	2,140,924千円
	支 出		
第1款 電気事業費	1,983,229千円	49,764千円	2,032,993千円
第1項 営業費用	1,442,126千円	49,764千円	1,491,890千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文かっこ書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額802,843千円は過年度分損益勘定留保資金795,835千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額7,008千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	0千円	347千円	347千円
第1項 建設助成金	0千円	347千円	347千円
	支 出		
第1款 資本的支出	833,622千円	30,432千円	803,190千円
第1項 建設改良費	193,907千円	30,432千円	163,475千円

## 平成15年度鳥取県営工業用水道事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成15年度鳥取県営工業用水道事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成15年度鳥取県営工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 年間給水量	24,700,000立方メートル	1,122,400立方メートル	23,577,600立方メートル

(収益的収入及び支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 工業用水道事業収益	783,776千円	49,426千円	734,350千円
第1項 営業収益	660,401千円	39,892千円	620,509千円
第2項 営業外収益	43,375千円	5,534千円	37,841千円
第3項 他会計からの 長期借入金	80,000千円	4,000千円	76,000千円
	支	出	
第1款 工業用水道事業費	965,221千円	440,778千円	1,405,999千円
第1項 営業費用	754,128千円	43,219千円	710,909千円
第3項 特別損失	1,528千円	483,997千円	485,525千円

(資本的収入及び支出の補正)

第4条 予算第4条本文かっこ書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額123,782千円は過年度分損益勘定留保資金120,349千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,433千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	286,468千円	23,000千円	263,468千円
第1項 企業債	109,000千円	23,000千円	86,000千円
	支	出	
第1款 資本的支出	404,740千円	17,490千円	387,250千円
第1項 建設改良費	194,206千円	17,490千円	176,716千円

(企業債の補正)

第5条 予算第5条中「109,000千円」を「86,000千円」に改める。

## 平成15年度鳥取県営埋立事業会計補正予算

(総 則)

第1条 平成15年度鳥取県営埋立事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量の補正)

第2条 平成15年度鳥取県営埋立事業会計予算(以下「予算」という。)第2条に定めた業務の予定量の一部を次のとおり補正する。

(区 分)	(既決予定量)	(補正予定量)	(計)
(1) 境港外港竹内地区 埋立地売却面積	0.4ヘクタール	0.9ヘクタール	1.3ヘクタール
(2) 事業用借地権に基づ く埋立地貸付面積	2.2ヘクタール	5.7ヘクタール	7.9ヘクタール

(収益的支出の補正)

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 埋立事業費	524,877千円	2,062,282千円	2,587,159千円
第2項 営業外費用	126,441千円	312,540千円	438,981千円
第3項 特別損失	82,652千円	1,749,742千円	1,832,394千円

(資本的支出の補正)

第4条 予算第4条本文がっこ書を「資本的支出額515,240千円は過年度分損益勘定留保資金515,240千円で補てんするものとする。」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支	出	
第1款 資本的支出	217,076千円	298,164千円	515,240千円
第1項 建設改良費	17,076千円	298,164千円	315,240千円

**平成15年度鳥取県営病院事業会計補正予算**

(総 則)

第1条 平成15年度鳥取県営病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出の補正)

第2条 平成15年度鳥取県営病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 病院事業収益	15,010,830千円	112,793千円	15,123,623千円
第1項 医業収益	12,631,316千円	114,000千円	12,745,316千円
第2項 医業外収益	2,370,806千円	1,207千円	2,369,599千円
	支	出	
第1款 病院事業費用	14,818,484千円	329,636千円	15,148,120千円
第1項 医業費用	14,401,353千円	331,406千円	14,732,759千円
第2項 医業外費用	320,214千円	1,770千円	318,444千円

(資本的収入及び支出の補正)

第3条 予算第4条本文がっこ書を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額463,378千円は過年度分損益勘定留保資金463,378千円で補てんするものとする。」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,110,840千円	13,264千円	1,097,576千円
第2項 負担金	474,349千円	8,539千円	465,810千円
第3項 補助金	22,491千円	4,725千円	17,766千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,568,486千円	7,532千円	1,560,954千円
第1項 建設改良費	714,131千円	4,725千円	711,406千円
第2項 企業債償還金	678,193千円	12,807千円	665,386千円
第3項 他会計からの借入金償還金	174,162千円	10,000千円	184,162千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第4条 予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	7,973,606千円	217,406千円	8,191,012千円

(他会計からの補助金の補正)

第5条 予算第8条に定めた補助金の金額を次のように改める。

(補助の目的)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(4) 第二種感染症指定医療機関感染症病床整備事業に要する経費	22,491千円	4,725千円	17,766千円

(たな卸資産購入限度額の補正)

第6条 予算第9条中「3,818,669千円」を「4,004,069千円」に改める。

### 鳥取県告示第283号

平成16年2月定例県議会で3月19日に議決された平成16年度鳥取県一般会計予算、平成16年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算、平成16年度鳥取県収入証紙特別会計予算、平成16年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算、平成16年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算、平成16年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算、平成16年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算、平成16年度鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算、平成16年度鳥取県営林事業特別会計予算、平成16年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算、平成16年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算、平成16年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算、平成16年度鳥取県県立学校農業実習特別会計予算、平成16年度鳥取県営電気事業会計予算、平成16年度鳥取県営工業用水道事業会計予算、平成16年度鳥取県営埋立事業会計予算及び平成16年度鳥取県営病院事業会計予算は、次のとおりである。

平成16年4月13日

鳥取県知事 片 山 善 博

### 平成16年度鳥取県一般会計予算

平成16年度鳥取県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ411,780,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、35,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)



第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

### 第1表 歳入歳出予算

#### 歳入

款	項	金額
1 県 税		45,729,781 <sup>千円</sup>
	1 県 民 税	10,787,197
	2 事 業 税	9,469,068
	3 地 方 消 費 税	5,979,649
	4 不 動 産 取 得 税	1,555,531
	5 県 た ば こ 税	1,244,272
	6 ゴ ル フ 場 利 用 税	224,302
	7 自 動 車 税	7,980,135
	8 鉱 区 税	758
	9 自 動 車 取 得 税	1,783,451
	10 軽 油 引 取 税	6,667,873
	11 狩 猟 税	24,679
	12 産 業 廃 棄 物 処 分 場 税	9,852
13 旧 法 に よ る 税	3,014	
2 地 方 消 費 税 清 算 金		12,479,699
	1 地 方 消 費 税 清 算 金	12,479,699
3 地 方 譲 与 税		3,208,411
	1 所 得 譲 与 税	1,026,531
	2 地 方 道 路 譲 与 税	2,017,558
	3 石 油 ガ ス 譲 与 税	157,957
	4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	6,365
4 地 方 特 例 交 付 金		1,684,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	1,684,000
5 地 方 交 付 税		126,918,000
	1 地 方 交 付 税	126,918,000

6 交通安全対策特別交付金		230,000
	1 交通安全対策特別交付金	230,000
7 分担金及び負担金		2,232,045
	1 分 担 金	269,490
	2 負 担 金	1,962,555
8 使用料及び手数料		8,580,117
	1 使 用 料	7,362,311
	2 手 数 料	1,217,806
9 国 庫 支 出 金		66,941,005
	1 国 庫 負 担 金	19,478,663
	2 国 庫 補 助 金	46,029,802
	3 委 託 金	1,432,540
10 財 産 収 入		1,757,087
	1 財 産 運 用 収 入	591,664
	2 財 産 売 払 収 入	1,165,423
11 寄 附 金		101,000
	1 寄 附 金	101,000
12 繰 入 金		17,356,337
	1 特 別 会 計 繰 入 金	468,371
	2 基 金 繰 入 金	16,887,966
13 繰 越 金		6,500,000
	1 繰 越 金	6,500,000
14 諸 収 入		51,920,518
	1 延滞金、加算金及び過料	157,462
	2 県 預 金 利 子	14,971
	3 公 営 企 業 貸 付 金 元 利 収 入	882,900
	4 貸 付 金 元 利 収 入	45,767,444
	5 受 託 事 業 収 入	316,058
	6 収 益 事 業 収 入	2,029,454
	7 利 子 割 精 算 金 収 入	2,771

	8 雑	入	2,749,458
15 県	債		66,142,000
	1 県	債	66,142,000
	歳 入	合 計	411,780,000

## 歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		996,368 <sup>千円</sup>
	1 議 会 費	996,368
2 総 務 費		27,401,737
	1 総 務 管 理 費	14,231,449
	2 企 画 費	5,195,421
	3 徴 税 費	1,883,826
	4 市 町 村 振 興 費	3,249,811
	5 選 挙 費	533,802
	6 防 災 費	1,599,333
	7 統 計 調 査 費	424,813
	8 人 事 委 員 会 費	122,848
	9 監 査 委 員 費	160,434
3 民 生 費		37,653,937
	1 社 会 福 祉 費	25,252,367
	2 児 童 福 祉 費	10,509,967
	3 生 活 保 護 費	1,889,893
	4 災 害 救 助 費	1,710
4 衛 生 費		10,317,665
	1 公 衆 衛 生 費	3,092,587
	2 環 境 衛 生 費	2,288,387
	3 保 健 所 費	1,336,983
	4 医 薬 費	3,599,708
5 労 働 費		3,415,760
	1 労 政 費	2,603,379

	2 職 業 訓 練 費	699,446
	3 労 働 委 員 会 費	112,935
6 農 林 水 産 業 費		42,146,375
	1 農 業 費	9,137,754
	2 畜 産 業 費	1,649,691
	3 農 地 費	15,792,286
	4 林 業 費	12,008,954
	5 水 産 業 費	3,557,690
7 商 工 費		43,376,563
	1 商 業 費	37,135,761
	2 工 鉱 業 費	4,885,578
	3 観 光 費	1,355,224
8 土 木 費		69,375,476
	1 土 木 管 理 費	1,142,102
	2 道 路 橋 り よ う 費	38,192,657
	3 河 川 海 岸 費	15,007,380
	4 港 湾 費	4,313,110
	5 都 市 計 画 費	7,616,801
	6 住 宅 費	3,103,426
9 警 察 費		17,862,199
	1 警 察 管 理 費	15,929,044
	2 警 察 活 動 費	1,933,155
10 教 育 費		73,341,805
	1 教 育 総 務 費	3,958,749
	2 小 学 校 費	24,482,482
	3 中 学 校 費	13,308,309
	4 高 等 学 校 費	20,256,403
	5 特 殊 学 校 費	7,109,211
	6 社 会 教 育 費	2,831,657
	7 保 健 体 育 費	1,394,994

11 災 害 復 旧 費		4,136,917
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	1,743,746
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,393,171
12 公 債 費		67,303,525
	1 公 債 費	67,303,525
13 諸 支 出 金		14,301,673
	1 公 営 企 業 支 出 金	220,994
	2 地 方 消 費 税 清 算 金	5,898,344
	3 利 子 割 交 付 金	500,134
	4 配 当 割 交 付 金	38,632
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	43,560
	6 地 方 消 費 税 交 付 金	6,254,592
	7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	157,012
	8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1,185,995
	9 利 子 割 精 算 金	903
	10 特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	1,507
14 予 備 費		150,000
	1 予 備 費	150,000
歳 出 合 計		411,780,000

## 第2表 継続費

款	項	事 業 名	総 額	年度	年 割 額
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	日野高等学校温室等整備費	52,251 <sup>千円</sup>	16	15,996 <sup>千円</sup>
				17	36,255
		高等学校冷房設備整備費	328,119	16	44,318
				17	283,801

## 第3表 債務負担行為

新規

事 項	期 間	限 度	額
庁内LANパソコン賃借料	平成17年度から 平成20年度まで		24,573 <sup>千円</sup>
留学生相互派遣事業補助	平成17年度から 平成19年度まで		8,544

専修学校等奨学資金貸付金	平成17年度から 平成19年度まで	32,016
自立した商品づくり支援事業補助	平成17年度	補助金の限度額の総額を10,000千円以内とし、その限度額の総額から平成16年度補助金総額を差し引いた額
中山間地域活性化交付金	平成17年度から 平成18年度まで	交付金の限度額の総額を200,000千円以内とし、その限度額の総額から平成16年度交付金総額を差し引いた額
生活福祉資金利子補給	平成17年度から、 金銭消費貸借契約に定めるところにより償還が完了する日が属する年度の翌年度まで	低所得世帯、障害者世帯及び高齢者世帯の経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図るため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が低所得者等に貸し付ける生活福祉資金の償還利子額を、年率3パーセントに相当する額から年率1パーセントに相当する額に軽減するために要する額
離職者支援資金利子補給	平成17年度から、 金銭消費貸借契約に定めるところにより償還が完了する日が属する年度の翌年度まで	失業者世帯の自立を支援するため、社会福祉法人鳥取県社会福祉協議会が失業者に貸し付ける離職者支援資金の償還利子額を、年率3パーセントに相当する額から年率1パーセントに相当する額に軽減するために要する額
独立行政法人福祉医療機構 資金借入金利子補助金	平成17年度から 平成34年度まで	578,669
介護福祉士等修学資金貸付金	平成17年度から 平成19年度まで	8,208
母子寡婦福祉資金利子補給	平成17年度から 平成24年度まで	533
公立精神病院建替整備支援事業	平成17年度	105,277
斐伊川流域下水道整備総合計画 策 定 委 託	平成17年度	2,700
風況調査実施補助	平成17年度	補助金総額4,500千円を限度として、平成16年度に交付決定した額から平成16年度に交付した額を差し引いた額
鳥取県庁ISO14001定期審査 登 録 委 託	平成17年度	1,365
環境管理認証取得企業等育成補助	平成17年度から 平成18年度まで	補助金総額3,500千円を限度として、平成16年度に認定したもののうち平成16年度に交付した額を差し引いた額
リサイクル技術共同研究 助 成 事 業 補 助	平成17年度	補助金総額25,000千円を限度として、平成16年度に交付決定した額から平成16年度に交付した額を差し引いた額
まちなか・ふれあい住宅 (借上げ公営住宅)賃借料	平成17年度から 平成36年度まで	140,008

公 営 住 宅 建 設 事 業 費	平 成 17 年 度	152,639
優 良 木 造 住 宅 建 設 資 金 補 助	平 成 17 年 度	補助金総額99,000千円を限度として、平成16年度に選定結果通知及び住宅登録通知を行った金額から平成16年度に交付した額を差し引いた額
再 生 支 援 資 金 に 関 す る 損 失 補 償	平 成 16 年 度 から 平 成 23 年 度 まで	鳥取県信用保証協会が金融機関に対して行う代位弁済額から中小企業総合事業団の保険金補填額を控除した額の4分の1を限度とする額
小 規 模 企 業 者 等 設 備 貸 与 事 業 に 関 す る 損 失 補 償	平 成 16 年 度 から 平 成 28 年 度 まで	財団法人鳥取県産業振興機構が小規模企業者等設備導入資金助成法（昭和31年法律第115号）に基づいて小規模企業者等に貸与するための設備総額300,000千円の45パーセントに相当する金額を限度として、当該設備の貸与にかかる未収債権の回収不能により生じた損失金額
や る 気 の あ る 企 業 支 援 事 業 費	平 成 17 年 度	補助金総額20,000千円を限度として、県が1件あたり5,000千円を限度として行う当該補助金交付決定額から、平成16年度中に補助事業者に対して交付した補助金額を控除した額の合計額
産 業 技 術 セ ン タ ー ( 機 械 素 材 研 究 所 庁 舎 ) 清 掃 業 務 委 託	平 成 17 年 度 から 平 成 18 年 度 まで	17,200
産 学 官 連 携 強 化 ・ 新 産 業 育 成 事 業 費	平 成 17 年 度	補助金総額36,000千円を限度として、県が1件あたり4,500千円を限度として行う当該補助金交付決定額から、平成16年度中に補助事業者に対して交付した補助金額を控除した額の合計額
試 験 研 究 機 関 情 報 通 信 網 整 備 事 業 費	平 成 17 年 度 から 平 成 19 年 度 まで	1,875
農 業 改 良 普 及 活 動 推 進 事 業 費	平 成 17 年 度 から 平 成 20 年 度 まで	3,467
農 業 近 代 化 資 金 等 利 子 補 給	平 成 17 年 度 から 平 成 41 年 度 まで	131,491
や る 気 農 業 バ ッ ク ア ッ プ 資 金 利 子 補 給	平 成 17 年 度 から 平 成 23 年 度 まで	9,105
農 業 経 営 基 盤 強 化 資 金 利 子 補 助	平 成 17 年 度 から 平 成 41 年 度 まで	99,225
財 団 法 人 鳥 取 県 農 業 開 発 公 社 借 入 金 損 失 補 償	平 成 16 年 度 から 損 失 補 償 契 約 に 定 め る と こ ろ に よ り 損 失 補 償 を す る 日 の 属 す る 年 度 まで	融資元本100,000千円について損失補償契約に定める最終償還期限日において鳥取県信用農業協同組合連合会が弁済を受けることができなかつた元利金合計額（遅延損害金を含む。）に相当する金額、及び融資元本91,000千円について損失補償契約に定める最終償還期限日到来後10か月を経過した日において社団法人全国農地保有合理

		化協会が弁済を受けることができなかつた元金合計額(延滞金及び違約金を含む。)に相当する金額
果樹等経営安定資金利子補給	平成17年度から平成19年度まで	10,479
預託用肥育素牛導入資金利子補給	平成17年度から平成18年度まで	5,525
種雄牛造成和牛能力検定推進対策事業費	平成16年度から現場後代検定推進契約に定めるところにより、損失補償をする日の属する年度まで	県が行う種雄牛候補牛の現場検定に協力した肥育農家が適正に飼育・出荷した検定牛の販売価格が、再生産可能な額を下回った場合において、当該再生産に必要な額から出荷日の2等級と3等級の枝肉の平均価格に出荷牛の枝肉重量を乗じた額を減じた額
財団法人鳥取県造林公社借入金損失補償	平成16年度から損失補償契約に定めるところにより損失補償をする日の属する年度まで	融資元本235,726千円について損失補償契約に定める最終償還期限到来後10か月を経過した日において農林漁業金融公庫が弁済を受けることができなかつた元利合計額(損失補償契約に定める遅延損害金を含む。)に相当する金額
森林整備活性化利子補給事業補助	平成17年度から平成45年度まで	44,435
漁業近代化資金利子補給	平成17年度から平成35年度まで	42,602
漁業経営安定資金利子補給	平成17年度から平成21年度まで	6,166
日本海沿岸漁業等経営安定資金利子補給	平成17年度から平成23年度まで	11,568
漁業研修支援資金貸付金	平成17年度から平成19年度まで	37,594
鳥取県土地開発公社用地先行取得事業費	平成17年度から平成18年度まで	一般県道大山口停車場線緊急地方道路整備事業、一般県道岩美停車場河崎線地方特定道路整備事業、一般県道上井北条線地方特定道路整備事業、一般県道木地山倉吉線地方特定道路整備事業、一般県道米子空港境港停車場線地方特定道路整備事業、3・4・4号上町松並線緊急地方道路整備事業及びその他知事が必要と認めたものについて、鳥取県土地開発公社に用地の先行取得を委託することに伴い、後年度に鳥取県が買い戻しをするために必要な経費で1,550,000千円を限度とした額
県営汗入2期地区農免農道(7号橋上部工)工事	平成17年度	67,000
県営第3岸溝2期地区農免農道(宝殿大橋上部工)工事	平成17年度	170,000
県営奥日野地区広域農道(豊栄2号橋上部工)工事	平成17年度	45,000



一般国道313号北条倉吉道路 (下神高架橋上部工1工区)工事	平成17年度	200,000
一般国道313号北条倉吉道路 (下神高架橋上部工2工区)工事	平成17年度	180,000
一般県道上井北条線 (小田橋上部工)工事	平成17年度	460,000
一般国道178号東浜居組道路 (因丹七坂トンネル)工事負担金	平成17年度から 平成19年度まで	1,790,000
布勢総合運動公園管理委託 (芝生グラウンド維持管理)	平成17年度から 平成18年度まで	49,050
警察本部模擬運転装置・運転 適性検査機器賃借料	平成17年度から 平成21年度まで	115,965
警察本部被害通報票管理端末 賃借料	平成17年度	205
警察本部自動車保管場所 管理端末賃借料	平成17年度	50
警察本部庁内LAN端末賃借料	平成17年度から 平成20年度まで	5,336
鳥取県警察統合情報通信ネットワー ク端末賃借料	平成17年度から 平成20年度まで	7,065
鳥取県警察統合情報通信ネットワー ク通信機器賃借料	平成17年度	2,461
鳥取県警察統合情報通信ネットワー ク高速通信機器賃借料	平成17年度から 平成21年度まで	25,095
警察本部初動捜査支援システム 賃借料	平成17年度から 平成21年度まで	191,055
警察本部解析図化機賃借料	平成17年度から 平成21年度まで	28,429
育英奨学生貸付金 (高等学校等奨学金)	平成17年度から 平成21年度まで	213,156
個性輝く高校生づくり推進事業 関連機器賃借料	平成17年度から 平成21年度まで	2,675
鳥取県教育情報通信ネットワー ク関連機器賃借料	平成17年度から 平成20年度まで	4,949
県立高等学校教育用 パソコン等賃借料	平成17年度から 平成20年度まで	42,916
高校教育改革関連 パソコン等賃借料	平成17年度から 平成21年度まで	246,885
県立高等学校図書管理システム 賃借料	平成17年度から 平成21年度まで	30,375
県立学校教育用パソコン賃借料	平成17年度から 平成20年度まで	38,313
県立学校液晶プロジェクター 賃借料	平成17年度から 平成21年度まで	95,253
とっとり県民カレッジ事業費	平成17年度	1,200
博物館特別展開催費	平成17年度	42,000

博物館監視カメラ装置賃借料	平成17年度から 平成21年度まで	3,430
物品電子調達システム開発委託	平成17年度	37,800

## 第4表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
防災総務費	768,000 <sup>千円</sup>	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
社会福祉総務費	18,000	同上	同上	同上
知的障害者福祉施設費	906,000	同上	同上	同上
児童福祉施設費	1,267,000	同上	同上	同上
土地改良費	1,689,000	同上	同上	同上
農地防災事業費	59,000	同上	同上	同上
林道費	464,000	同上	同上	同上
治山費	928,000	同上	同上	同上
漁港建設費	603,000	同上	同上	同上
水産基盤整備事業費	87,000	同上	同上	同上
金融対策費	1,000,000	同上	同上	同上
道路橋りょう総務費	126,000	同上	同上	同上
道路橋りょう維持費	757,000	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても

					も償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
道路橋りょう新設改良費	5,971,000	同 上	同 上	同 上	同 上
河 川 改 良 費	1,623,000	同 上	同 上	同 上	同 上
砂 防 費	2,364,000	同 上	同 上	同 上	同 上
海 岸 保 全 費	173,000	同 上	同 上	同 上	同 上
港 湾 建 設 費	331,000	同 上	同 上	同 上	同 上
空 港 費	177,000	同 上	同 上	同 上	同 上
街 路 事 業 費	1,679,000	同 上	同 上	同 上	同 上
公 園 費	149,000	同 上	同 上	同 上	同 上
住 宅 建 設 費	308,000	同 上	同 上	同 上	同 上
警 察 施 設 費	581,000	同 上	同 上	同 上	同 上
交 通 指 導 取 締 費	150,000	同 上	同 上	同 上	同 上
教 育 財 産 管 理 費	37,000	同 上	同 上	同 上	同 上
高等学校施設設備整備費	3,102,000	同 上	同 上	同 上	同 上
養 護 学 校 費	894,000	同 上	同 上	同 上	同 上
体 育 施 設 費	40,000	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。	
林道施設災害復旧費	31,000	同 上	同 上	同 上	同 上
治山施設災害復旧費	106,000	同 上	同 上	同 上	同 上
治山施設等災害関連事業費	185,000	同 上	同 上	同 上	同 上
漁港施設災害復旧費	85,000	同 上	同 上	同 上	同 上

建設災害復旧費	665,000	同 上	同 上	同 上
港湾災害復旧費	43,000	同 上	同 上	同 上
空港災害復旧費	11,000	同 上	同 上	同 上
直轄道路事業費	7,179,000	同 上	同 上	同 上
直轄河川事業費	451,000	同 上	同 上	同 上
直轄海岸保全事業費	71,000	同 上	同 上	同 上
直轄砂防事業費	248,000	同 上	同 上	同 上
直轄ダム事業費	666,000	同 上	同 上	同 上
直轄港湾事業費	346,000	同 上	同 上	同 上
直轄空港事業費	37,000	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
直轄災害復旧費	241,000	同 上	同 上	同 上
平成16年度県民税等減税補てん債	1,243,000	同 上	同 上	同 上
臨時財政対策費	28,283,000	同 上	同 上	同 上
計	66,142,000			

#### 平成16年度鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計予算

平成16年度鳥取県の用品調達等集中管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,094,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

**第1表 歳入歳出予算**

## 歳 入

款	項	金 額
1 事 業 収 入		3,059,375 <small>千円</small>
	1 用 品 調 達 事 業 収 入	400,692
	2 自 動 車 管 理 事 業 収 入	16,197
	3 集 中 管 理 事 業 収 入	2,642,486
2 繰 越 金		35,225
	1 繰 越 金	35,225
歳 入 合 計		3,094,600

## 歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		3,064,600 <small>千円</small>
	1 用 品 調 達 事 業 費	405,916
	2 自 動 車 管 理 事 業 費	16,198
	3 集 中 管 理 事 業 費	2,642,486
2 諸 支 出 金		30,000
	1 繰 出 金	30,000
歳 出 合 計		3,094,600

**平成16年度鳥取県収入証紙特別会計予算**

平成16年度鳥取県の収入証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,436,159千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

**第1表 歳入歳出予算**

## 歳 入

款	項	金 額
1 証 紙 収 入		3,410,205 <small>千円</small>
	1 証 紙 収 入	3,410,205
2 繰 越 金		25,954
	1 繰 越 金	25,954

歳 入 合 計	3,436,159
---------	-----------

## 歳 出

款	項	金 額
1 一 般 会 計 繰 出 金		3,435,159 <sup>千円</sup>
	1 一 般 会 計 繰 出 金	3,435,159
2 諸 支 出 金		1,000
	1 償 還 金	1,000
歳 出 合 計		3,436,159

## 平成16年度鳥取県母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

平成16年度鳥取県の母子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ163,737千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		3,073 <sup>千円</sup>
	1 一 般 会 計 繰 入 金	3,073
2 繰 越 金		62,069
	1 繰 越 金	62,069
3 諸 収 入		98,595
	1 県 預 金 利 子	46
	2 貸 付 金 元 利 収 入	98,068
	3 雑 収 入	481
歳 入 合 計		163,737

## 歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉資金貸付事業費		163,737 <sup>千円</sup>
	1 母子寡婦福祉資金貸付事業費	163,737

## 歳 出 合 計

163,737

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
修学資金等貸付金	平成17年度から 平成20年度まで	95,748 <small>千円</small>

## 平成16年度鳥取県天神川流域下水道事業特別会計予算

平成16年度鳥取県の天神川流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,350,424千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

## 第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		770,786 <small>千円</small>
	1 負担金	770,786
2 使用料及び手数料		36
	1 使用料	36
3 国庫支出金		245,767
	1 国庫補助金	245,767
4 繰入金		226,701
	1 一般会計繰入金	226,701
5 繰越金		29,134
	1 繰越金	29,134
6 県債		78,000
	1 県債	78,000
歳 入 合 計		1,350,424

## 歳 出

款	項	金 額
1 流域下水道事業費		985,784 <sup>千円</sup>
	1 流域下水道建設事業費	385,400
	2 流域下水道管理事業費	600,384
2 公 債 費		364,640
	1 公 債 費	364,640
歳 出 合 計		1,350,424

## 第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
天神川流域下水道 運転管理業務委託	平成17年度から 平成19年度まで	530,516 <sup>千円</sup>
天神川流域下水道 管理棟清掃業務委託	平成17年度から 平成19年度まで	6,090

## 第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
天神川流域下水道事業費	78,000 <sup>千円</sup>	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、その後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
計	78,000			

## 平成16年度鳥取県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算

平成16年度鳥取県の中小企業近代化資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,112,223千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。



**第1表 歳入歳出予算**

歳 入

款	項	金 額
1 繰 入 金		19,936 <small>千円</small>
	1 一 般 会 計 繰 入 金	19,936
2 繰 越 金		670,807
	1 繰 越 金	670,807
3 諸 収 入		421,480
	1 県 預 金 利 子	130
	2 貸 付 金 元 利 収 入	421,350
歳 入 合 計		1,112,223

歳 出

款	項	金 額
1 中小企業近代化資金貸付事業費		1,112,223 <small>千円</small>
	1 中小企業近代化資金貸付事業費	1,112,223
歳 出 合 計		1,112,223

**平成16年度鳥取県農業改良資金助成事業特別会計予算**

平成16年度鳥取県の農業改良資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ127,352千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

**第1表 歳入歳出予算**

歳 入

款	項	金 額
1 国 庫 支 出 金		33,335 <small>千円</small>
	1 国 庫 貸 付 金	33,335
2 繰 入 金		21,015
	1 一 般 会 計 繰 入 金	21,015
3 繰 越 金		10,114

	1 繰越金	10,114
4 諸収入		62,888
	1 貸付金元利収入	62,871
	2 県預金利子	4
	3 雑入	13
歳入合計		127,352

## 歳出

款	項	金額
1 農業改良資金貸付事業費		127,352
	1 農業改良資金貸付事業費	127,352
歳出合計		127,352

## 第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金貸付金	2	政府の定める方法による。	無利子	農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第20条第2項に定める方法による。
就農支援資金貸付金	33,333	同上	同上	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成7年法律第2号）第19条第3項に定める方法による。
計	33,335			

## 平成16年度鳥取県林業・木材産業改善資金助成事業特別会計予算

平成16年度鳥取県の林業・木材産業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,965千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳入

款	項	金額
1 繰入金		1,965
	1 一般会計繰入金	1,965

2 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
歳入合計		101,965

## 歳 出

款	項	金額
1 林業・木材産業改善資金貸付事業費		101,965 <sup>千円</sup>
	1 林業・木材産業改善資金貸付事業費	101,965
歳出合計		101,965

## 平成16年度鳥取県営林事業特別会計予算

平成16年度鳥取県の県営林事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ234,735千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金額
1 国庫支出金		11,318 <sup>千円</sup>
	1 国庫補助金	11,318
2 財産収入		6,206
	1 財産売却収入	5,992
	2 財産運用収入	214
3 繰入金		190,944
	1 一般会計繰入金	190,944
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		1,266
	1 雑収入	1,266
6 県債		25,000
	1 県債	25,000

歳 入 合 計		234,735
歳 出		
款	項	金 額
1 県 営 林 事 業 費		109,070
	1 職 員 費	46,644
	2 保 育 事 業 費	41,512
	3 処 分 事 業 費	3,344
	4 管 理 事 業 費	17,570
2 公 債 費		125,665
	1 公 債 費	125,665
歳 出 合 計		234,735

## 第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県 営 林 事 業 費	25,000	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から35年すえ置き、じ後15年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。
計	25,000			

## 平成16年度鳥取県県営境港水産施設事業特別会計予算

平成16年度鳥取県の県営境港水産施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ328,783千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		126,836 <sup>千円</sup>
	1 使用料	126,836
2 繰入金		185,847
	1 一般会計繰入金	185,847
3 繰越金		1
	1 繰越金	1
4 諸収入		16,099
	1 雑収入	16,099
歳入合計		328,783

## 歳 出

款	項	金 額
1 事業費		235,019 <sup>千円</sup>
	1 事業費	235,019
2 公債費		93,764
	1 公債費	93,764
歳出合計		328,783

## 平成16年度鳥取県沿岸漁業改善資金助成事業特別会計予算

平成16年度鳥取県の沿岸漁業改善資金助成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ101,429千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		1,427 <sup>千円</sup>
	1 一般会計繰入金	1,427
2 繰越金		56,850
	1 繰越金	56,850

3 諸 収 入		43,152
	1 貸付金元利収入	43,150
	2 県預金利子	1
	3 雑 入	1
歳 入 合 計		101,429

## 歳 出

款	項	金 額
1 沿岸漁業改善資金貸付事業費		101,429 <sup>千円</sup>
	1 沿岸漁業改善資金貸付事業費	101,429
歳 出 合 計		101,429

## 平成16年度鳥取県港湾整備事業特別会計予算

平成16年度鳥取県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ221,712千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 使用料及び手数料		22,518 <sup>千円</sup>
	1 使 用 料	22,518
2 財 産 収 入		199,192
	1 財 産 運 用 収 入	128
	2 財 産 売 払 収 入	199,064
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		1
	1 雑 入	1
歳 入 合 計		221,712

## 歳 出

款	項	金 額
1 事 業 費		221,712 <sup>千円</sup>
	1 事 業 費	221,712
歳 出 合 計		221,712

## 平成16年度鳥取県立学校農業実習特別会計予算

平成16年度鳥取県の県立学校農業実習特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ63,918千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

## 第1表 歳入歳出予算

## 歳 入

款	項	金 額
1 財 産 収 入		48,134 <sup>千円</sup>
	1 財 産 売 払 収 入	48,134
2 繰 越 金		15,757
	1 繰 越 金	15,757
3 諸 収 入		27
	1 雑 収 入	27
歳 入 合 計		63,918

## 歳 出

款	項	金 額
1 県 立 学 校 農 業 実 習 費		56,718 <sup>千円</sup>
	1 県 立 学 校 農 業 実 習 費	56,718
2 予 備 費		7,200
	1 予 備 費	7,200
歳 出 合 計		63,918

## 平成16年度鳥取県営電気事業会計予算

(総 則)

第1条 平成16年度鳥取県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間販売電力量 161,906,000kWh
- (2) 袋川発電所開発費 16,975千円
- (3) 風力発電開発調査事業費(鳥取放牧場) 66,644千円
- (4) 風力発電開発調査事業費 1,744千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 電気事業収益 2,104,831千円
  - 第1項 営業収益 2,103,446千円
  - 第2項 営業外収益 1,385千円

支 出

- 第1款 電気事業費 2,001,933千円
  - 第1項 営業費用 1,546,169千円
  - 第2項 営業外費用 451,295千円
  - 第3項 特別損失 4,469千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額775,103千円は過年度分損益勘定留保資金770,342千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,761千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第1款 資本的収入 70,231千円
  - 第1項 企業債 36,000千円
  - 第2項 建設助成金 34,231千円

支 出

- 第1款 資本的支出 845,334千円
  - 第1項 建設改良費 191,381千円
  - 第2項 企業債償還金 653,953千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
風力発電開発事業費(鳥取放牧場)	平成16年度から 平成17年度まで	740,959千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
電 気 事 業 費 に 充 当	36,000 <sup>千円</sup>	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。



(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、204,775千円と定める。

(予定支出の各項目の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項目の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 428,685千円

(2) 交際費 200千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,000千円と定める。

### 平成16年度鳥取県営工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成16年度鳥取県営工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間給水量 24,053,500立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、営業運転資金にあてるため、一般会計から長期借入金73,000千円を借り入れる。

収 入

第1款 工業用水道事業収益	771,291千円
第1項 営業収益	654,958千円
第2項 営業外収益	43,333千円
第3項 他会計からの長期借入金	73,000千円

支 出

第1款 工業用水道事業費	906,255千円
第1項 営業費用	690,352千円
第2項 営業外費用	214,523千円
第3項 特別損失	1,380千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額88,578千円は過年度分損益勘定留保資金84,610千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,968千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	321,694千円
第1項 企業債	137,000千円
第2項 出資金	147,994千円
第3項 建設助成金	36,700千円

支 出

第1款 資本的支出	410,272千円
-----------	-----------

第1項 建設改良費 189,308千円

第2項 企業債償還金 220,964千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
工事用水道事業費に充当	137,000 <sup>千円</sup>	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、182,189千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 132,814千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、7,000千円と定める。

### 平成16年度鳥取県営埋立事業会計予算

(総 則)

第1条 平成16年度鳥取県営埋立事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 境港外港竹内地区埋立地売却面積 1.1ヘクタール

(2) 昭和地区埋立地売却面積 0.3ヘクタール

(3) 事業用借地権に基づく埋立地貸付面積 11.7ヘクタール

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

#### 収 入

第1款 埋立事業収益 586,044千円

第1項 営業収益 558,175千円

第2項 営業外収益 27,869千円

## 支 出

第1款 埋立事業費	636,358千円
第1項 営業費用	550,263千円
第2項 営業外費用	86,095千円

(資本的支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的支出額949,692千円は過年度分損益勘定留保資金949,692千円で補てんするものとする。)

## 支 出

第1款 資本的支出	949,692千円
第1項 建設改良費	76,792千円
第2項 他会計からの借入金償還金	872,900千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、700,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 21,844千円

(たな卸資産の購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

## 平成16年度鳥取県営病院事業会計予算

(総則)

第1条 平成16年度鳥取県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	740床
(2) 年間入院患者数	242,725人
(3) 年間外来患者数	371,547人
(4) 一日平均入院患者数	665人
(5) 一日平均外来患者数	1,529人
(6) 主要な建設改良事業	医療機器備品 383,207千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

## 収 入

第1款 病院事業収益	14,299,928千円
第1項 医業収益	12,453,518千円
第2項 医業外収益	1,840,033千円
第3項 特別利益	6,377千円

## 支 出

第1款 病院事業費用	14,725,258千円
第1項 医業費用	14,310,569千円

第2項 医業外費用 327,442千円

第3項 特別損失 87,247千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額279,809千円は過年度分損益勘定留保資金279,809千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 916,452千円

第1項 企業債 421,000千円

第2項 負担金 495,452千円

支 出

第1款 資本的支出 1,196,261千円

第1項 建設改良費 459,865千円

第2項 企業債償還金 726,396千円

第3項 他会計からの借入金償還金 10,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
病院事業費に充当	421,000 <sup>千円</sup>	証書借入れ又は証券発行の方法により財政融資資金その他より借入れするものとする。ただし、事業又は県財政の都合により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて起債することができる。	10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入年度から1年すえ置き、じ後29年度間に償還するものとする。ただし、県財政その他の都合によりすえ置き及び償還年限を短縮又は延長して起債し、あるいはすえ置き又は償還期間中であっても償還年限を短縮し、延長し、又は繰上償還を行い、若しくは借換えすることができるものとする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,900,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 7,875,376千円

(2) 交際費 800千円

(他会計からの補助金)

第8条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりである。

補 助 の 目 的

(1) 職員の共済費のうち追加費用に要する経費 336,647千円

(2) 職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費 27,466千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、3,935,056千円と定める。